

# 福井県公安委員会審査請求手続細則

平成 28 年 3 月 18 日  
福井県警察本部訓令第 20 号

改正

平成29年 8 月 4 日本部訓令第26号 令和 5 年 3 月22日本部訓令第19号

福井県公安委員会審査請求手続細則を次のように定める。

福井県公安委員会審査請求手続細則

福井県警察の行政不服審査手続きに関する訓令（平成 14 年福井県警察本部訓令第 11 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 審査請求に関する一般的手続（第 4 条—第 20 条）

第 3 章 福井県情報公開条例等に係る審査請求に関する手続（第 21 条）

第 4 章 雑則（第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関し、福井県警察が行う審査請求の審理に係る事務に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この訓令で使用する用語は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）、行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号。以下「令」という。）及び福井県公安委員会審査請求手続規程（平成 28 年福井県公安委員会規程第 5 号。以下「規程」という。）で使用する用語の例による。

（事務の取扱い）

第 3 条 審査請求の審理に関する事務は、監察課が取り扱うものとする。

2 監察課長は、審理に関する事務を統括する。ただし、監察課長が次に掲げる者に該当した場合は、その上位の者をもって充てる。

- (1) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人
- (3) 審査請求人の配偶者、4 親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求の代理人
- (5) 前 2 号に掲げる者であった者

- (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 利害関係人

## 第2章 審査請求に関する一般的手続

### (審査請求の受理)

第4条 公安委員会に対する審査請求は、監察課長が受理するものとする。

- 2 公安委員会に対する審査請求書が警察署又は当該審査請求に係る事務を主管する所属に提出された場合は、当該署長又は所属長は、当該審査請求書を受付し、速やかに監察課に連絡の上送付しなければならない。

### (審査請求受理時の留意事項)

第5条 監察課長は、前条第1項の規定により審査請求を受理するときは、次に掲げる次項に留意しなければならない。

- (1) 審査請求の記載内容が、法第19条に規定する要件を具備していること。
- (2) 審査請求が、代表者若しくは管理人、総代又は代理人によってなされたときは、これらの者が、その資格を有していること。

### (審査請求の受理の報告)

第6条 監察課長は、第4条第1項の規定により審査請求を受理したときは、審査請求受理簿（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

### (物件の受理)

第7条 法、令、規程及びこの訓令の規定により公安委員会に提出される書類その他の物件は、監察課長が受理するものとする。

### (参加の許可の申請)

第8条 監察課長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の規定により利害関係人から参加人として審査請求に参加することの許可の申請があったときは、当該申請をした者（以下「申請人」という。）に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 申請人の住所又は居所及び氏名
- (2) 審査請求の件名
- (3) 審査請求年月日
- (4) 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- (5) 参加の理由
- (6) 添付書類の有無

### (執行停止の申立て)

第9条 監察課長は、法第25条第2項又は第3項の規定により審査請求人から執行停止の申立てがあったときは、当該審査請求人にその旨を記載した書面を提出させるものとする。ただし、審査請求書に執行停止について併せてその旨が記載されているときはこの限りでない。

- 2 監察課長は、規程第6条第2項の規定による通知を行うに当たっては、処分執行のために保管中の免許証等を執行停止を受ける者に返還するなどの措置を講ずるものとする。
- 3 前項の通知は、当該執行停止を受ける者の住所地を管轄する警察署の署長を経由して

行うことができる。この場合において、当該署長が同項の措置を講ずるものとする。

(執行停止の取消し)

第10条 監察課長は、規程第7条に規定する通知を行うに当たっては、処分の執行のために、執行停止を受けている者の免許証等を保管するなどの措置を講ずるものとする。

2 前項の通知は、当該執行停止の取消しを受ける者の住所地を管轄する警察署の署長を経由して行うことができる。この場合において、当該署長が同項の措置を講ずるものとする。

(審査請求の取下げの報告)

第11条 監察課長は、法第27条の規定により審査請求人から審査請求の取下げがあったときは、公安委員会にその旨を報告するものとする。

(意見の陳述の申立て)

第12条 監察課長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定により審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の申立てがあったときは、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。ただし、審査請求書に口頭意見陳述について併せてその旨が記載されているときはこの限りでない。

- (1) 審査請求人又は参加人の氏名
- (2) 審査請求の件名
- (3) 審査請求年月日
- (4) 口頭による意見陳述を希望する日時及び場所

2 規程第11条第2項に規定する口頭意見陳述録取書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

なお、同録取書の作成に当たっては、書記担当を複数人配置する等の手段により、記録の正確性の担保に留意すること。

(補佐人同伴の許可の申請)

第13条 監察課長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の規定により審査請求人又は参加人から補佐人とともに出頭することの許可の申請があったときは、当該申請人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 審査請求人又は参加人の氏名
- (2) 審査請求の件名
- (3) 審査請求年月日
- (4) 補佐人帯同を必要とする理由
- (5) 補佐人の住所、氏名及び職業

(物件の提出の申立て)

第14条 監察課長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により審査請求人若しくは参加人(以下「審査請求人等」という。)から物件の提出を求める申立てがあったときは、当該申立人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 審査請求人等の住所及び氏名
- (2) 審査請求の件名

- (3) 審査請求年月日
- (4) 提出を求める物件の名称及び数量
- (5) 提出を求める物件の所有者の住所、氏名等
- (6) 提出を求める理由

(証拠書類等の提出を受けた場合の措置)

第15条 監察課長は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出があったときは、当該書類その他の物件の証明すべき事実を明らかにするとともに、確実な方法によりこれを保管しなければならない。

(参考人の陳述等の申立て)

第16条 監察課長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定により審査請求人等から参考人の陳述又は鑑定を求める申立てがあったときは、当該申立人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 審査請求人等の住所及び氏名
- (2) 審査請求の件名
- (3) 審査請求年月日
- (4) 参考人又は鑑定を求める者の住所、氏名及び職業
- (5) 参考人の陳述又は鑑定を必要とする理由

(検証の申立て)

第17条 監察課長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定により審査請求人等から検証を求める申立てがあったときは、当該申立人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 審査請求人等の住所及び氏名
- (2) 審査請求の件名
- (3) 審査請求年月日
- (4) 検証を行う場所の住所等
- (5) 検証を必要とする理由
- (6) 検証を希望する日時

2 規程第18条第3項の検証調書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(質問の申立て)

第18条 監察課長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定により審査請求人等から質問を求める申立てがあったときは、当該申立人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 審査請求人等の住所及び氏名
- (2) 審査請求の件名
- (3) 審査請求年月日
- (4) 質問の対象となる審理関係人
- (5) 質問事項
- (6) 質問を必要とする理由

(提出書類等の閲覧等の申立て)

第19条 監察課長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定により、審査請求人又は参加人から提出書類等の閲覧等を求める申立てがあったときは、当該申立人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

なお、審査請求人又は参加人が提出書類等の交付を求めた場合で、交付に係る手数料の減免を求める意向を示している場合は、その旨を併せて記載させることとする。

- (1) 審査請求人又は参加人の氏名
- (2) 閲覧又は写しの交付を求める提出書類等
- (3) 交付の方法等

2 提出書類等の写しの交付に係る手数料の額は、福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）の定めるとおりとする。

3 提出書類等の写しの交付について、送付による交付を行うときは、送付に要する費用が納入されたことを確認した上で行う。

（審理経過調書の作成）

第20条 監察課長は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書（別記様式第4号）を作成し、公安委員会に審理の状況を報告しなければならない。

### 第3章 福井県情報公開条例等に関する審査請求に関する手続

（規定の適用関係）

第21条 福井県情報公開条例（平成12年条例第4号。以下「公開条例」という。）に規定する審査請求及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）に規定する審査請求については、公開条例及び保護法において特別の定めがある場合を除き、この訓令に基づく手続により行うものとする。

### 第4章 雑則

（事務の専決）

第22条 法第25条4項の規定による公安委員会が行う執行の停止の決定については、警察本部長（以下「本部長」という。）が専決することができる。

2 審査請求の審理手続に関する公安委員会の権限に属する事項のうち、法第11条に規定する総代の互選の命令、法第13条に規定する参加人の許可、法第23条に規定する補正の命令及び法第2章第3節に規定する審理手続に関する事務（審査庁が処分庁等である場合における弁明書の作成を除く。）については、監察課長が専決することができる。ただし、審査請求人や参加人等の申立てを拒むことなど特に重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。

3 本部長又は監察課長は、前2項の専決を行ったときは、速やかにその内容を公安委員会に報告するものとする。

### 附 則

（施行期日）

この訓令は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前

の例による。

附 則（平成29年8月4日福井県警察本部訓令第26号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日福井県警察本部訓令第19号）  
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式省略